

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年7月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年7月8日（金）午後4時00分から午後4時55分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 議案第3号 農地中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (7) 報告第4号 農地改良届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鈴木 一男	3番 前田 洋一	4番 相馬 安伸
5番 眞弓 一保	6番 青木 積	7番 東 慶子
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員（1人）

2番 上田 誠也

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第4回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：曲手字西原509番1、510番1

地目：畑

面積：7,855㎡

申請理由については、賃借権設定であります。

この議案につきましては、現地調査を7月1日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P6をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回が当該法人としては初の賃借権設定であるものの、関連法人は農業生産を行っており、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。また、今後は同農地を活用した新規就農者への支援等も検討されておられます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続してアスパラガスの作付けされるということです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の賃借権設定により耕作面積は7,855㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員 議案第1号の番号1について、1番委員が説明します。
申請者は菊陽町で既に多くの農地を借り受けて農業をされている法人の関連法人で、申請地についても以前から関連会社が借り受けていたものであり、現在作付けされている作物を今後も継続して耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆9番推進委員 この法人の経営面積は0ですが。

■事務局 関連法人は経営面積がありますが、この法人については初めての貸借です。

◎議 長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：大字原水字東原23番、24番3

地 目：畑

転用面積：2,616㎡

ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年6月27日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP6をご覧ください。

利用権設定が6件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

補足です。P5の申請番号4番は、今後、当町で規模拡大していきたいとのことでしたが、今回、拠点となる場所の確保ができず、申請を取り下げたいと昨日連絡がありました。補足は以上です。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆9番委員

申請番号3番の方は何を作付けされていますか？

■事務局

にんにく、スイートコーンなどです。

◎議長

ほかによろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和4年6月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP7からP8をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は3件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP9、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP10、別紙報告のP4からP5をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書のP11、別紙報告のP6からP9をお願いします。「農地改良届について」でございます。
申請内容は、原水字古閑原3705番2 外2筆の土地について今後の営農を円滑に行うために盛土による農地改良を実施するものでございます。
令和4年7月1日に現地確認を行っており、既に盛土用の土が搬入されておりますが、今後農地改良を実施されます。周辺地権者や区長等にも連絡済みとなっております。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

◆9番委員 本当に農地改良のためでしょうか。

■事務局 以前、一時転用の相談があった場所です。
推進委員より盛土の情報提供があったため連絡したところ、相談内容からこのような対応となりました。今後も注意深く見ていく必要があります。

◆4番委員 現地確認で本人が立ち会ったが、高齢であった。本当に農業をするのかと思
ったが、苗を用意（注文）しているとのことであった。

◆8番委員 盛土が高すぎるように思えるが。砂や石は入っていないのか。

■事務局 石など入っていない良い土のようでした。
農地改良届出を求めている自治体もありますが、この届出をもって盛土さ
れていることなど分かることがありますので、今後も変わらず届出を求めて
いくところです。
委員・推進委員の皆様には、今後も注意して見ていただければと思います。

◎議長 よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。議案審議並びに報
告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさ
せていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時55分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年7月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人